

第2回京都府いじめ防止対策推進委員会

日 時：平成26年7月23日(水) 14:00～15:00

場 所：ルビノ京都堀川「梅」

会議次第

1 開会

2 説明事項

- (1) 前回委員会の概要
- (2) 京都府のいじめ防止等の事業・施策について
- (3) 京都府いじめ調査について

3 確認事項

- (1) いじめ調査等にかかる質問事項について

4 閉会

平成26年度第1回いじめ防止対策推進委員会 概要

- 1 日時 平成26年6月4日(水) 午後2時から同4時
- 2 場所 ルビノ京都堀川「朱雀」
- 3 出席者 【委員】7名(欠席なし)
【府教委】教育長、教育次長、指導部長、教育企画監、
学校教育課長 ほか
【傍聴者】3名

4 概要

(事務局からの説明事項)

- (1) いじめの状況について
- (2) いじめ防止対策推進法の概要について
- (3) 京都府いじめ防止基本方針の概要について
- (4) 本委員会について

(委員会の決定事項)

- (1) 委員長選出
* 本間友巳委員を委員長として選出
- (2) 会議の公開に関する運用要領等
* 「京都府いじめ防止対策推進委員会の会議の公開に関する運用要領」及び「京都府いじめ防止対策推進委員会 傍聴要領」について事務局案のとおり決定

(協議事項)

- (1) 本委員会の運営について
- (2) 調査の在り方について

<主な意見> (○は委員、●は事務局)

- 委員が揃って会議体でやるべき業務と私立学校や市町教育委員会への助言・支援等、委員個人が専門性を発揮して行う業務があると認識するかどうか。
- 毎月1回程度の会議で行う業務を基本とするが、市町教育委員会から弁護士の視点や社会福祉士の視点からの助言を求められた場合等については、個別に委員にお世話になることもあり得るので、ご理解をお願いしたい。
- 委員長の代行者の指名は、今日の決議の中でされるのか。
- 「あらかじめ」というのは、その都度でないということを含むので、包括的に決めておけば、全員参加は無理だが、調査その他で日程をロックせざるを得ない場合には対応しやすいと思う。
- 規則第4条の3に「委員長に事故があり、または欠けたときにはあらかじめ指定」とある。あらかじめ指名しておいたほうがいいのかというのであれば、委員長と相談の上、次回の会議で回答させていただきたい。

- 重大事態が起きてほしくはないが、万一そういう事態が発生した場合の調査について具体的にどういう風に進められていくイメージなのか。
この委員会の用務等についていろいろお聞きしたいことがあるので、そういった機会をいただきたい。
- できれば次回の委員会までにメール等で質問等を寄せていただきたい。
- 学校現場からのいじめ事案については、問題対応チームでまず判断されるということだが、実際にどのような連絡が学校現場から入るのか。また、それらの情報は本委員会にも入ってくるのか。
- できる限り、本委員会にお計りしながら問題対応チームが適切に対応できるようにしたいと考えている。情報についてもできるだけ本委員会に報告させていただく。
- 資料の取扱いで、調査の過程で入手した資料は事務局が保管するとあるが、調査の資料は委員の手元には置けないということなのか。
- アンケート調査等に関わっての情報公開請求の対応等について、京都府の情報公開条例に照らして検討したいので、資料は事務局で預りたいと考えている。
なお、委員個人で持っておられるものまで全てを事務局に集めるという意味ではない。
- いじめ問題対応チームの立ち位置について、実践的にかつ前さばきとして調査等を行うようだが、一方で、本委員会が調査主体となった場合のワーキング、あるいは下部構造として、実質的な委員会機能の一部を分かち持つといったイメージもあるのか。
- 重大事態が発生すると、京都府教育委員会において調査の実施主体について学校の組織かこの附属機関かを決定しなければならない。
その上で調査を本委員会で行う際には、守秘義務を持っている公務員である問題対応チームで対応しようというイメージである。
- この問題対応チームは、教育委員会として、前さばきの部分を行うのであり、下部組織にはなり得ないと思う。
一方、附属機関で調査する場合、本委員会のみで行うことは難しいし、実務としてこういう形にせざるを得ないと思う。
まず精査して調査するということが必要であり、このような流れが妥当と考える。
- 被害を訴えている方から重大事態の調査を誰が行うのかと問われた場合、どう回答するのかという問題はある。
- 重大事態についてどちらで調査するかは京都府教育委員会で決定する。どちらでやるのか又、調査した結果は、被害児童生徒の保護者にも説明しなければならない。被害児童生徒の保護者が調査結果に納得いかなかった場合はその所見も添付して知事に報告することになる。
- そういう意味では、問題対応チームで済ますという選択肢はありえないということになる。

- 学校が調査主体となった場合、その後は知事の附属機関に行ってしまうのか。学校ではなくあえて本委員会が調査の主体となる基準はどこにあるのか。軽重の問題なのか、深刻さの問題なのか、調べにくさの問題なのかよく分からない。また、本委員会では事実をより多く集めることが仕事になるのか。いじめかどうかを考えるのか。仕事の内容と範囲がはっきりしない。
- 国の基本方針では、例えば保護者と学校の関係がうまくいっていない場合や、教育上学校が調査することに支障があるような場合には、学校の組織よりも教育委員会の附属機関で実施することが望ましいとされている。その判断は、事象の軽重よりも、保護者の意向の方が強いのではないかと考えている。
- そうなると限りなく数が多くなり、本委員会で対応しきれない懸念がある。この委員会の目的として、学校と保護者が信頼し合い、一人一人が大切に育てられていくことなど、様々な現場の改善についての検討があると考えている。事例をすべて調査することは本来不可能でありすべきではないのではないかと。
- 問題対応チームが入ることで、学校と保護者がうまく連携するよう対応について指導していきたい。それにより保護者の理解が得られれば、本委員会に調査をお願いすることも少なくなると考えている。
- 調査の主体については、難しい問題を誰が引き受けるのか、最終的に保護者等の意向が重要な要素だと思うが、実務としては非常に難しい。今後国が作成を予定しているガイドラインも参考にしながら、本委員会の中でも議論して確認していく必要があるかと思う。
- 基本に関わる疑問や解釈のズレについて、委員の間で各分野の専門家として議論し合う時間帯があってもいいと思う。
- 正式な会議以外で様々な実務的な問題や基本的な共通理解の部分をブレインストーミング的にやっていくこともこの委員会の趣旨として意義がある。
- そのようなことができるか検討させてほしい。
- 定例で月一回やっていく中で、われわれの中でイメージ合わせのようなことをしていく必要性を強く感じる。
- 子どもたちは被害者にも加害者にもなっており、あくまでも教育という視点で、現場で粘り強く取り組む必要があると感じている。本委員会は第三者委員会として調査することも大切だが、現場の状況を専門的に判断し、現場のスキルを上げるための助けになればと思っている。
- 本委員会では、本当の意味で学校ですべての子どもが幸せになれるようにしっかり支援することを検討しなければならないが、一方で被害者側からの要求も真摯に受け止めなければいけない。被害者サイドの方への説明責任については、今後大きな課題となると思うので、そのあたりのことを提案できればと思う。
- いじめ事案に対する問題とそのいじめ以前の健全な学校風土や子どもたちの成長自立を促進するような学校の在り方も視野に入れながら、一方で具体的ないじめ問題も考慮していくということについて、今後協議や議論をしたいと思う。
- 今後の本委員会の日程については、定例的に8月を除いた毎月第4水曜日の午後2時からを基本として開催したいと思う。

京都府のいじめ防止等事業・施策一覧

| 京都府いじめ防止基本方針 2 いじめの防止等のために 京都府が実施する施策 | 平成26年度事業・施策 (●:教育委員会所管、◇:知事部局所管、◎:警察本部所管) |
|---|---|
| (1) いじめの防止 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成 <ul style="list-style-type: none"> ●「京の子ども 明日へのとびら」作成配布 ●規律ある行いを実践する教育推進事業 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ・実生活でのルールや決まりについて、自ら考え理解することで、規範意識を実際の行動に移せる能力を育成(各校(園)で活用できる体系化したカリキュラム作成) </div> |
| ○ いじめの防止等のための専門的知識を有する者との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ●いじめ対応のための附属機関等の設置 (「京都府いじめ防止対策推進委員会」の運営) ◇いじめ対応のための附属機関等の設置 (「京都府いじめ調査委員会」、「京都府いじめ問題対策連絡会議」の運営) ●いじめ早期対応緊急指導教員配置 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ・いじめにより大きな課題が生じている学校に緊急に教員を配置し、学校体制の強化を図る ※非常勤講師の配置 </div> ●いじめ未然防止・早期解消支援チーム派遣 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ・生徒指導経験者・専門家等によるチームが、外部視点での学校の対応状況の点検や第三者的立場で解決に向けた調整を実施 </div> ●いじめ危機管理チーム派遣 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ・深刻ないじめ事象が発生した学校へ、学校機能の回復や支援を行うためのチームを派遣 </div> ◎スクールサポーター配置(警察) <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ・各警察署単位等に警察官OBをスクールサポーターとして配置し、学校へ派遣(26警察署、本部少年サポートセンター(南部・北部)より:計42名配置) </div> |
| ○ いじめの防止等のための教職員の資質能力向上 | <ul style="list-style-type: none"> ●生徒指導講座実施(総合教育センター講座) ●小中学校生徒指導主任会議開催 |
| ○ いじめに関する調査研究等の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ●いじめ対策等生徒指導推進事業 |
| ○ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ●いじめ・非行防止キャンペーン(PTAとの連携) <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ・地域の教育力を活かした声かけ・見守り運動の展開、保護者向け非行防止教室の実施 </div> |

| | | |
|----------------------------|---|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ●教職員用ハンドブック等作成・配付 ◎非行防止教室の実施（警察） <ul style="list-style-type: none"> ・スクールサポーターや現職警察官等による非行防止教室を各学校で開催（小・中・高：全校で実施） |
| (2) いじめの早期発見 | ○ 教育相談体制の活用の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●スクールカウンセラー配置 <ul style="list-style-type: none"> ・臨床心理士によるカウンセリング ・児童生徒、教職員・保護者への助言・援助（小：16校、中・高：全校に配置） ●心の居場所サポーター配置 <ul style="list-style-type: none"> ・相談室等で相談・学習支援を行うため、心理を学ぶ大学院生や教員を志望する大学生等を心の居場所サポーターとして配置（小：16校、中：22校に配置） ●トータルアドバイスセンター教育相談 ●家庭教育相談 ●24時間電話相談 ●スーパーバイザー相談事業（教職員対象） ◇私立学校修学相談センター支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題等の解決を促進するため、私立学校が共同設置する相談機関への助成 ◎ヤングテレホンの設置（警察） |
| | ○ 定期的な実態把握 | ●全公立学校(京都市立を除く)いじめ調査実施（年2回） |
| | ○ 地域や家庭との連携促進 | <ul style="list-style-type: none"> ●<再掲>いじめ・非行防止キャンペーン(PTAとの連携) ●府PTA指導者中央研修(ブロック別研修会) |
| | ○ 多様な外部人材の協力等による問題解決に向けた支援 | <ul style="list-style-type: none"> <再掲> ●いじめ対応のための附属機関等の設置 ●いじめ早期対応緊急指導教員配置 ●いじめ未然防止・早期解消支援チーム派遣 ●いじめ危機管理チーム派遣 ◎スクールサポーター配置（警察） ●スクールカウンセラー配置 ●スーパーバイザー相談事業（教職員対象） |
| ○ インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応 | <ul style="list-style-type: none"> ●学校非公式サイト監視等ネットいじめ対策 <ul style="list-style-type: none"> ・学校非公式サイトなどネット上の監視（京都市立を除く公立のみ） ●ネットいじめ通報サイト | |
| ○ 学校相互間の連携協力体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ●地域別生徒主任会議 ◎学校警察連絡会議（警察署単位等） | |

平成25年度京都府いじめ調査の概要について

1 調査結果概要

(1) 調査の状況

ア アンケート調査の状況（学校数）

| 学校種 | 第1回調査 | | | | 第2回調査 | | | |
|--------|-------|------|------|------|-------|------|------|------|
| | 府様式 | | 独自様式 | | 府様式 | | 独自様式 | |
| | 記名式 | 無記名式 | 記名式 | 無記名式 | 記名式 | 無記名式 | 記名式 | 無記名式 |
| 小学校 | 166 | 14 | 34 | 16 | 191 | 11 | 13 | 15 |
| 中学校 | 78 | 2 | 12 | 7 | 82 | 6 | 6 | 5 |
| 高等学校 | 46 | 0 | 0 | 0 | 46 | 0 | 0 | 0 |
| 特別支援学校 | 9 | 2 | 0 | 0 | 9 | 0 | 2 | 0 |
| 計 | 299 | 18 | 46 | 23 | 328 | 17 | 21 | 20 |

※ 単位「校」

イ 対象児童生徒数

| 学校種 | 第1回調査 | | | 第2回調査 | | |
|--------|---------|---------|-------|---------|---------|-------|
| | 在籍数 | 調査数 | 未調査数 | 在籍数 | 調査数 | 未調査数 |
| 小学校 | 64,464 | 64,223 | 241 | 64,435 | 64,067 | 368 |
| 中学校 | 32,372 | 31,737 | 635 | 32,375 | 31,536 | 839 |
| 高等学校 | 35,850 | 34,609 | 1,241 | 35,621 | 34,399 | 1,222 |
| 特別支援学校 | 1,459 | 1,390 | 69 | 1,462 | 1,450 | 12 |
| 計 | 134,145 | 131,959 | 2,186 | 133,893 | 131,452 | 2,441 |

※ 単位「人」

(2) 認知・解消件数

| 学校種 | 第1回調査 | | | | | | 第2回調査 | | | | | |
|--------|--------|--------|-----|-----|-----|----|--------|--------|-----|-----|-----|----|
| | 1段階 | | 2段階 | | 3段階 | | 1段階 | | 2段階 | | 3段階 | |
| | 認知 | 解消 | 認知 | 解消 | 認知 | 解消 | 認知 | 解消 | 認知 | 解消 | 認知 | 解消 |
| 小学校 | 15,756 | 13,139 | 293 | 171 | 0 | 0 | 12,942 | 10,737 | 251 | 143 | 0 | 0 |
| 中学校 | 2,679 | 2,185 | 231 | 128 | 2 | 1 | 2,188 | 1,774 | 181 | 116 | 0 | 0 |
| 高等学校 | 628 | 403 | 59 | 15 | 0 | 0 | 484 | 378 | 62 | 55 | 0 | 0 |
| 特別支援学校 | 83 | 37 | 8 | 3 | 0 | 0 | 58 | 37 | 4 | 1 | 0 | 0 |
| 計 | 19,146 | 15,764 | 591 | 317 | 2 | 1 | 15,672 | 12,926 | 498 | 315 | 0 | 0 |

※ 単位「人」

2 調査対象期間

| | < 第1回調査 > | < 第2回調査 > |
|--------|------------|-----------------|
| 小中学校 | 平成25年4月～7月 | 第1回調査後～平成26年1月 |
| 高等学校 | 平成25年4月～7月 | 第1回調査後～平成25年12月 |
| 特別支援学校 | 平成25年4月～7月 | 第1回調査後～平成25年12月 |

3 調査結果の集計区分

【1段階】 アンケート調査と個別の聞き取り調査の結果を踏まえ、児童生徒が「いやな思いをした」と感じたものを幅広く把握したもの。

※ 「ふざけて回答したケース」、「明らかに一過性のけんか」、「兄弟間のいじわるやけんか、親に叱られた等家族の間で生じたケース」は除く。

【2段階】 1段階で把握したものうち、教職員が組織的・継続的に指導や経過観察の必要があるもの。

【3段階】 2段階で把握したものうち、学校として、児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされるような重大な事態に至るおそれがあると考えられるもの。

平成26年度いじめ調査の実施について（概要）

1 調査の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権侵害であり、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。本調査を通じて、いじめの実態把握を行うことにより、早期発見・早期対応に繋げていくことを目的とする。

2 調査対象

府内の全公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒（京都市立学校を除く）

3 調査方法

学校は、全ての児童生徒を対象にいじめのアンケート調査と個別の聞き取り調査を実施する。

※ アンケート調査については、原則として記名式とするが、児童生徒が氏名を書かない選択肢を残すこととする。なお、市町（組合）教育委員会の判断により無記名も可とする。

※ 特別支援学校の児童生徒及び小学校1・2・3年生に対しては、アンケート調査によらない調査方法も可とする。

4 調査の実施

(1) 1回目の調査は3の調査方法により、平成26年8月の報告までに実施。

(2) 2回目の調査は3の調査方法により、平成26年12月（府立）、27年1月（小中）の報告までに実施。

(3) 2回目以降の調査については、アンケート・面談・日常の観察等、学校の実態に応じて平成27年3月末までに実施。

(4) 各学校における調査については、学校の実態に応じて適切な時期に実施。

5 結果の集計

(1) 調査結果は次の3段階で集計する。

【1段階】児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

※ 「兄弟間のいじわるやけんか、親に叱られた等家族の間で生じたケース」は除く。

【2段階】1段階の中で教職員が組織的・継続的に指導や経過観察の必要がある状況にあるもの。

※ 学校として生徒指導体制を構築して学年、学校等のレベルで対応策を講じ、継続的に解消に向けた取組を進めたり経過観察をしたりするなどの必要がある（あった）ものとする。

(例) ・1段階の中で未解消の状態のもの（解消したように見えていても引き続き経過観察が必要なものを含む。）

・学校を欠席している状態が継続するなど、3段階に至る恐れのあるもの

【3段階】・2段階の中で、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの。

・2段階の中で、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの。

※ なお、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合には、3段階として認知するものとする。

その場合、1段階及び2段階にもカウントすること。

(2) 各段階ごとに「件数」「解消件数」「態様」を集計する。

(3) 集計には、アンケート調査等で把握したもの他に、教職員が日常的に把握したものも含むものとする。

6 結果の公表

(1) 学校は、調査結果について教職員以外の外部（学校評議員、スクールカウンセラー等）の視点を取り入れた第三者による検証を行うとともに、学校だより等を活用して保護者に結果を知らせる等、学校、家庭、地域が連携していじめ問題に取り組むよう努める。

(2) 今回の調査に基づく報告結果については、原則公表するものとする。

確認

いじめ調査等に係る質問事項について

Q 1 いじめの当事者の一部が学校に所属していない場合はどうなるのか
(通信制高校の『非活動生』、市町村が経済特区で認可する株立の学校、NPO学校等の場合は?)

事務局案

- ▶ 今回のいじめ防止対策推進法において、いじめとは、「児童等」に対して他の「児童等」が行う行為により「児童等」が心身の苦痛を感じているもの」とされており、同法において「児童等」とは、「学校に在籍する児童又は生徒をいう」と定義されていることから、学校に在籍していない者との関係は、今回の法の上では「いじめ」とは言えない。
- ▶ また、法において、「学校」とは、「学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）」とされていることから、通信制高校をはじめ、構造改革特別区域法で認定を受けた学校設置会や学校設置非営利法人が設置する学校に「在籍」している児童生徒間の行為は「いじめ」と言える。

Q 2 国の基本方針の中には、附属機関の役割の例として当事者間の関係を調整するような記載があるが、本委員会では行わないのか

事務局案

- ▶ 国の基本方針では条附属機関の機能の例として「当該地方公共団体が設置する公立学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る」があげられているが、附属機関委員が直接通報や相談を受けることは考えにくいことから、京都府の基本方針上では、間に教育委員会が入り、委員会の役割としては「いじめに関する通報や相談に対して、第三者機関として必要な助言等を行う」に止め、実際の当事者間の調整は学校か教育委員会（いじめ未然防止・早期解消支援チームを含む）が行うことを想定している。

Q 3 警察との関係をどう考えるか

事務局案

- ▶ 従来からそれぞれの学校では、学校警察連絡会議等を開催するなど、連携に努めている。
また、スクールサポーターの配置や非行防止教室の実施等を通じて、さらに日常的な連携が深まる中、法に定められている「いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであるときは所轄警察署と連携してこれに対処する」ことも適切に行われるものと考えている。